

# 幌加内町 特定事業主行動計画

令和 2 年度～令和 6 年度

(令和 3 年 3 月改定)



幌 加 内 町

# I 総論

## 1 目的

本町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図ることを目的に、平成17年度より「幌加内町特定事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援対策を推進してきました。

また、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力のある社会を実現することを目的に、平成27年8月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の基本方針により女性の活躍を推進する取組みについての計画を策定することが義務付けられ、本町においても女性職員の活躍推進に関する取組みを本計画に盛り込んできました。

今回、特定事業主行動計画の期間が終了することから、子育て支援と女性の活躍の2つの視点を踏まえて一体的な取組みとして推進することで、職員が安心して子育てできる職場環境づくりを目指し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

## 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

※ただし、女性活躍推進法に基づく事項については、令和3年4月からの5年間

## 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策及び女性職員の活躍を推進するために、総務課庶務係を推進窓口とし、職員に対し情報や取組状況等を発信します。
- ② 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を適切に実施します。
- ③ 本計画を職場全体で取組むために、職員の実情を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

## II 具体的な内容

### 1 勤務環境の整備に関する事項

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行い、その職員の負担にならないよう努めるとともに、周囲の特定職員に負担のかかることのないよう配慮します。
- ③ 妊娠中及び出産後の職員に対し、原則として超過勤務を命じないこととします。

#### (2) 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

- ① 男性職員の育児参加を促進するため、配偶者出産休暇等の取得促進についての周知徹底を図ります。
- ② 特別休暇等の取得を促進するとともに、休暇等の取得について職場における理解が得られるための環境づくりを行います。

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業等の周知

- ① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図ります。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行います。

##### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業等の取得申出があった場合、所属課において業務分担の見直しや、場合によって会計年度任用職員等の配置を行います。
- ② 管理職会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を周知し、職場の意識改革を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成を図ります。

##### ウ 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業から復帰する職員に対して、必要に応じ業務の状況等についての連絡を取り合い、また、職場復帰へのサポートを行うなど、円滑な職場復帰への体制を整えます。

エ 育児休業に伴う会計年度任用職員制度の活用

課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を処理することが困難なときは、会計年度任用職員の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

**◎ 以上の取り組みを通じて、育児休業等の特別休暇の取得について、令和 6 年度までに、2 日以上の休暇取得率 80%を目標とする。**

#### (4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の超過勤務の制限

小学校の就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限できる制度について周知を図ります。

イ 定時退庁（ノー残業デー）への取り組み

- ① 毎週水曜日を定時退庁日に設定し、庁内電子掲示板等により職員へ呼びかけるとともに、管理職が定時退庁を率先して行うよう徹底します。
- ② 定時退庁ができない職員が多い課は、管理職会議等において、管理職への意識啓発等を行います。

ウ 業務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討するとともに、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。
- ② 会議・打合せについては、効率的な運営を行い、定例・恒常的業務に係る事務処理の簡素化を図ります。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 各課の時間外勤務の状況を総務課で把握し、時間外の多い所属長から業務内容の把握を行い注意喚起するとともに、時間外勤務縮減の取り組みの重要性について、管理職を含む全職員へ意識啓発を図ります。
- ② 超過勤務時間の上限の目安時間を 1 年につき 360 時間とし、これを超えて時間外勤務が行われることのないよう所属長による事前命令の徹底に努めます。

オ その他

時間外勤務の多い職員に対する健康診断の指導等、健康面における指導の徹底及び配慮を充実させます。

- ◎ **以上の取り組みを通じて、平均時間外勤務時間を令和 6 年度までに、令和元年度実績 76 時間から 10%削減の 68 時間を目標とする。**

(5) 休暇の取得促進

ア 年次休暇の取得促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、職員間で年次休暇を取得しやすい職場環境の醸成を図ります。
- ② 所属長は、部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得促進を図ります。
- ③ 子育てや家族生活のための休暇（子どもの授業参観や学校行事・家庭サービス等）の取得促進を図ります。
- ④ 職員が気兼ねなく年次休暇の取得が出来るよう、業務等の相互応援や業務情報の共有化を図ります。

イ 連続休暇の取得促進

- ① 夏季休暇やゴールデンウィーク期間の前後における年次休暇の取得や、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた休暇の取得により、連続休暇の取得促進を図ります。
- ② 子どもの夏休み・冬休み等に合わせ、連続休暇が取得できるよう職場環境の醸成を図ります。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の醸成を図ります。

- ◎ **以上の取り組みを通じて、平均年次休暇取得日数を令和 6 年度までに、令和元年度実績 10.4 日から 15%以上引き上げ、12 日を目標とする。**

## (6) ハラスメント防止の取組み

男女ともに、仕事と家庭を両立しづらい雰囲気やセクシャルハラスメント、妊娠・出産等を理由としたマタニティハラスメントのほか、すべてのハラスメント防止のため、ハラスメントに対する理解を深めるとともに、相談体制を強化し、適切な措置を講じます。

## (7) 女性職員の活躍に向けた取組み

### ア 女性職員を対象とした取組み

- ① 女性職員の管理職登用について積極的に推進し、行政施策における女性参画の拡大に努めます。
- ② 女性職員の能力開発や意識向上の推進のため、管理監督者に必要なマネジメント能力等の研修及び女性職員向けのセミナーへの派遣を行い、女性職員のキャリア形成を支援します。
- ③ 人事管理については、女性職員の積極的な登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努め、昇任選考や人事異動等で男女間に偏りが無いよう配慮します。

### イ 管理職員による取組み

管理職員に対する女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識啓発を図ります。

### ウ 会計年度任用職員の活躍の推進

会計年度任用職員のうち、福祉・診療所・学校などにおいては多くの女性が活躍しその能力を十分に発揮していますが、仕事だけでなく家庭や地域活動に積極的に参画していけるよう休暇制度等の周知を図り、仕事と家庭の両立が図れるよう配慮します。

**◎ 以上の取組みを通じて、管理職員に占める女性の割合を令和6年度までに令和元年度の実績 25%より5%以上引き上げ、35%以上を目標とする。**

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

- ① 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切・丁寧な対応を心がけ、ソフト面でのバリアフリーの取組みを促進します。
- ② 外部からの来庁者の多い職場において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行います。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### ア 子ども・子育てに関する体験活動等の支援

- ① 地域において、子どもの健全育成・地域貢献活動等に職員が積極的に参加できるよう配慮します。
- ② 子どもが参加する地域の行事・活動に施設や敷地を提供するとともに、職員の積極的な参加を推進します。

#### イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を図るとともに、公務で自動車を運転する者に対し、安全運転の注意喚起を行います。

#### ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、交通安全活動等への職員の積極的な参加を支援します。

#### エ 子どもと触れ合う機会の充実

職員の子どもと触れ合う機会を充実させ、レクリエーション活動等に子どもを含めた家族が参加できるよう配慮します。

幌 加 内 町  
幌 加 内 町 議 会  
幌 加 内 町 教 育 委 員 会  
幌 加 内 町 選 挙 管 理 委 員 会  
幌 加 内 町 監 査 委 員  
幌 加 内 町 農 業 委 員 会